

顔情報デジタルアーカイブ構築における 個人情報取り扱いの問題

The Management of Personal Information in Constructing Facial Information Norm Database.

吉田宏之¹⁾、鈴木竜太¹⁾、渡邊伸行¹⁾、續木大介^{2) 3)}、番場あやの⁴⁾、
N. P. チャンドラシリ^{1) 5)}、時田学⁶⁾、和田万紀⁷⁾、森島繁生⁸⁾、山田寛¹⁾

Hiroyuki YOSHIDA¹⁾, Ryuta SUZUKI¹⁾, Nobuyuki WATANABE¹⁾,
Daisuke TSUZUKI^{2) 3)}, Ayano BAMBA⁴⁾, Naiwala P. CHANDRASIRI^{1) 5)},
Gaku TOKITA⁶⁾, Maki WADA⁷⁾, Shigeo MORISHIMA⁸⁾, Hiroshi YAMADA¹⁾

E-mail : hyoshida@chs.nihon-u.ac.jp

和文要旨

我々は顔研究の発展に寄与することを目的に、多くの日本人の顔画像（無表情や表情のある顔画像）とそれに関わるさまざまな顔属性データを収集し、“開かれた”顔情報データベースを構築している。本データベースに収録する顔を含むデータは個人情報として慎重に取り扱う必要がある。そこで、コンプライアンスを保ちつつ、かつ多くの研究者へ学術研究目的に供することができるデータベース構築を目指し、関連法規等にて求められる個人情報の保護措置について、本プロジェクトで検討した個人情報に関する問題と、行った対応について論じた。

個人情報保護法で規定される個人情報取扱事業者の義務とは、1) 利用目的の特定、利用目的による制限、2) 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等、3) データ内容の正確性の確保、4) 安全管理措置、従業員・委託先の監督、5) 第三者提供の制限、6) 公表等、開示、訂正等、利用停止等、7) 苦情の処理の7つとされている。これらの各項目について、本データベースでは顔情報提供者へのインフォームドコンセントなどの措置、データベース構築に当たる研究従事者との保護規約、データベース利用者の保護措置への書面による同意などの措置を行なっている。これらの措置と併せ、学術研究と個人情報の保護のバランスを検討することが今後も必要である。

キーワード：個人情報、肖像権、顔画像、データベース、インフォームドコンセント
Keywords : personal information, right of likeness, facial image, database, informed consent

1. 緒言

我が国でも、顔研究が様々な研究領域で取り組まれるようになって久しい。顔や表情の研究を行うにあたり、多くの人物の顔、表情の写真が用いられ、研究素材としての顔に対する需要は日増しに大きくなってきている。従来、各研究者は顔・表情写真集を独自に作成し用いてきた。しかし近

年では、研究向けに統制された写真セットが作成されている。その中には表出される表情を統制したものもある。

たとえば心理学の分野でもっとも頻繁に使用されている表情写真集には Japanese and Caucasian Facial Expressions of Emotion (JACFEE) and Neutral Faces (JACNeuF) がある [1]。この写真集

¹⁾ 日本大学文理学部、College of Humanities and Sciences, Nihon University

²⁾ 独立行政法人 食品総合研究所、National Food Research Institute

³⁾ 筑波大学大学院システム情報工学研究科、Graduate School of Systems and Information Engineering, University of Tsukuba

⁴⁾ 昭和女子大学大学院生活機構研究科、Graduate School of Human Life Sciences, Showa Women's University

⁵⁾ 独立行政法人 日本学術振興会、Japan Society for the Promotion of Science

⁶⁾ 日本大学商学部、College of Commerce, Nihon University

⁷⁾ 日本大学法学部、College of Law, Nihon University

⁸⁾ 早稲田大学理工学術院、School of Science and Engineering, Waseda University